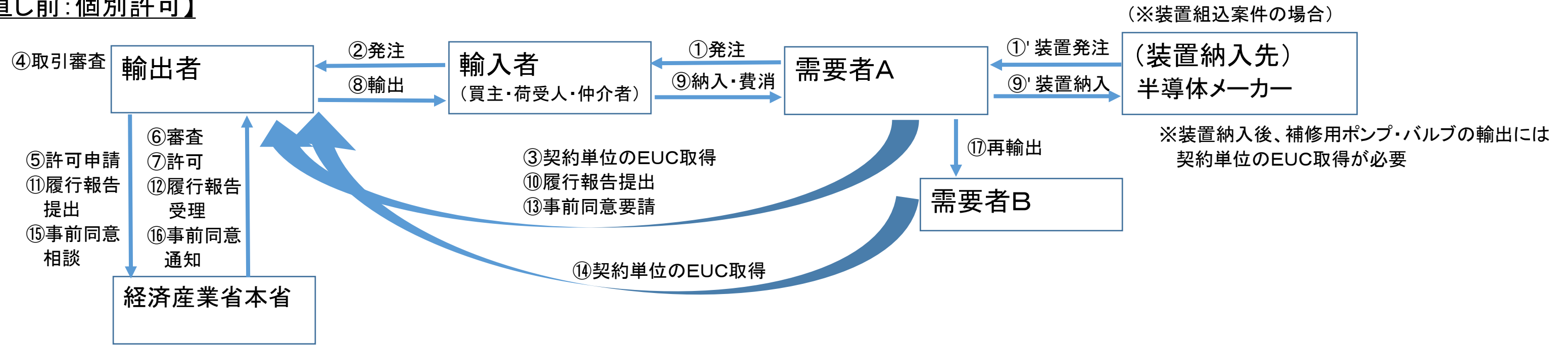
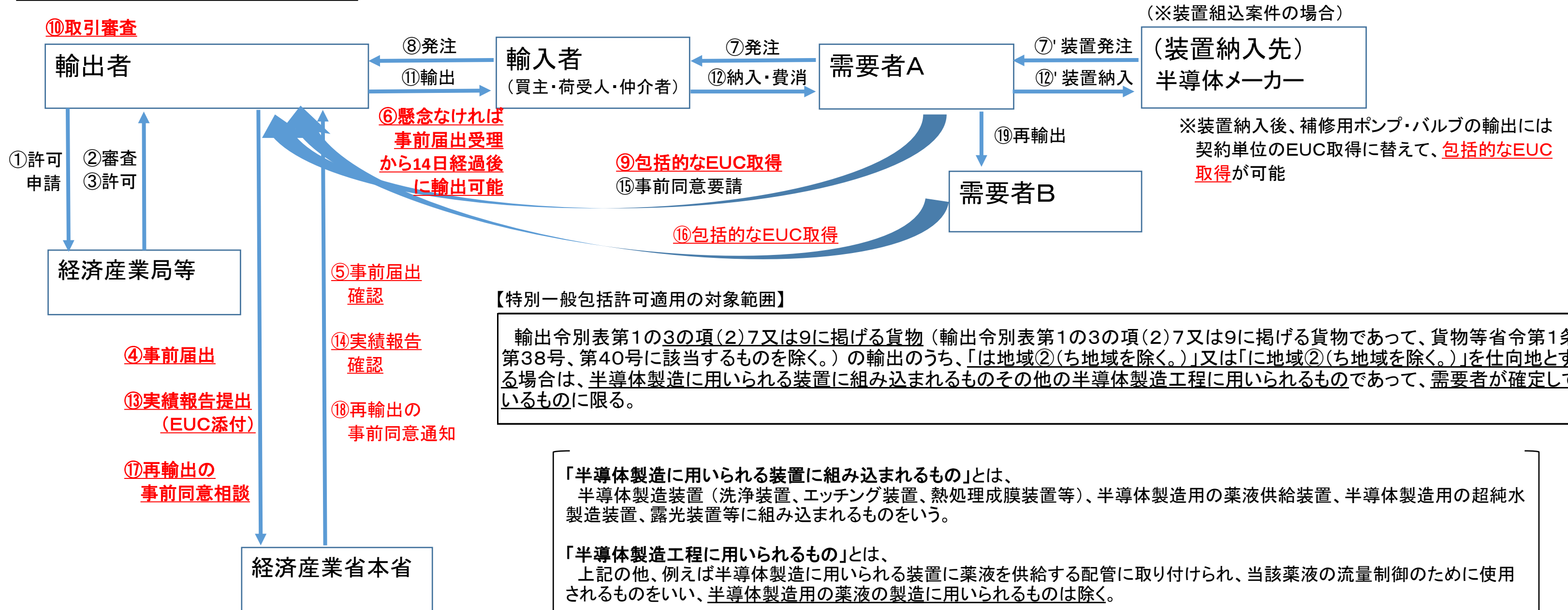


「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造用ポンプ・バルブの申請手続き

【見直し前:個別許可】



【見直し後:特別一般包括許可】



【特別一般包括許可適用の対象範囲】

輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。)の輸出のうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする場合は、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、需要者が確定しているものに限る。

「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置(洗浄装置、エッチング装置、熱処理成膜装置等)、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいう。

「半導体製造工程に用いられるもの」とは、上記の他、例えば半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるものをいい、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは除く。